

組合利用 労働社会保険 新報酬規定

【労働保険事務組合 組合費】

中小事業主	3,000円
一人親方	1,800円

※ 加入時に、出資金が1万円かかります。（脱退時に返却します）

消費税は非課税扱いとなります。

労災特別加入を利用の場合、別途保険料が掛かります。（給付基礎日額に応じて異なります）

◆ 事務委託手数料 月額（消費税別）

・労働保険事務委託費 10人まで ※10名を超える場合、更新時に1人につき1,000円増し	2,000円
・社会保険事務委託預金 10人まで ※10名を超える場合、更新時に1人につき1,000円増し	2,000円

※ 労働保険年度更新手続・社会保険算定基礎手続は無料。

ご利用いただく方は、被保険者に関する手続費用は80%となります。

被保険者の人数は、毎年7月1日時点の在籍人数で計算します。

◆ 手続報酬（消費税別）

・労働保険新規適用手続（加入者数10人以下） ※10名を超える場合、1人につき2,000円増し	30,000円
・社会保険新規適用手続（加入者数10人以下） ※10名を超える場合、1人につき2,000円増し	30,000円
・労働保険年度更新手続（加入者数10人以下） ※10名を超える場合、1人につき1,000円増し	30,000円
・社会保険算定基礎手続（加入者数10人以下） ※10名を超える場合、1人につき1,000円増し	30,000円
・被保険者に関する社会保険加入・喪失・変更手続 1件につき	5,000円
・被保険者に関する労働保険加入・喪失・変更手続 1件につき	5,000円
・被保険者に関する労働社会保険給付金手続 1件につき	5,000円
・給与計算 1人につき	1,000円
・年末調整 1人につき	2,000円
・時間外・休日労働に関する協定書（36協定）の作成・届出	10,000円
・事業所に関する労働社会保険各種変更手続	10,000円
・雇用関係助成金申請	助成金受給額の15% (申請時5% 助成金受給時10%)

※ 被保険者の人数は、毎年7月1日時点の在籍人数で計算します。

◆ 人事労務報酬（消費税別）

・就業規則の作成（主に労働紛争対策用 20ページ前後）	160,000円
・就業規則の作成（主に新規開業企業用 10ページ前後）	80,000円
・就業規則の作成（主に労働基準監督署・助成金対策用）	40,000円
・就業規則・諸規程の改定	16,000円～
・給与規程等の諸規程作成	40,000円

◆ コンサルティング報酬（消費税別）

・人事労務相談	4,000円/30分
・賃金制度、退職金制度の設計	240,000円～
・人事評価制度の設計	400,000円～